

平成 2 7 年第 4 回糸魚川市議会定例会会議録 第 1 号

平成 2 7 年 8 月 3 1 日（月曜日）

議事日程第 1 号

平成 2 7 年 8 月 3 1 日（月曜日）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 所管事項調査について |
| 日程第 5 | 議案第 8 1 号 |
| 日程第 6 | 議案第 8 2 号から同第 8 4 号まで |
| 日程第 7 | 議案第 8 5 号から同第 8 9 号まで |
| 日程第 8 | 議案第 9 0 号から同第 9 3 号まで |
| 日程第 9 | 議案第 9 4 号から同第 9 8 号まで |
| 日程第 10 | 議案第 9 9 号 |
| 日程第 11 | 議案第 1 0 0 号、同第 1 0 2 号及び同第 1 0 3 号 |
| 日程第 12 | 議案第 1 0 1 号 |
| 日程第 13 | 発議第 6 号 |
| 日程第 14 | 陳情第 5 号 |

+

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 所管事項調査について |
| 日程第 5 | 議案第 8 1 号 |
| 日程第 6 | 議案第 8 2 号から同第 8 4 号まで |
| 日程第 7 | 議案第 8 5 号から同第 8 9 号まで |
| 日程第 8 | 議案第 9 0 号から同第 9 3 号まで |
| 日程第 9 | 議案第 9 4 号から同第 9 8 号まで |
| 日程第 10 | 議案第 9 9 号 |
| 日程第 11 | 議案第 1 0 0 号、同第 1 0 2 号及び同第 1 0 3 号 |
| 日程第 12 | 議案第 1 0 1 号 |

+

日程第13 発議第6号

日程第14 陳情第5号

応招議員 19名

出席議員 19名

1番	吉川慶一君	2番	笠原幸江君
3番	斉木勇君	4番	渡辺重雄君
5番	倉又稔君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	中村実君	10番	大滝豊君
11番	高澤公君	12番	伊藤文博君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	五十嵐健一郎君
18番	松尾徹郎君	19番	樋口英一君
20番	古畑浩一君		

欠席議員 0名

+

+

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田徹君	副市	長	織田義夫君
総務部	長	金子裕彦君	市民部	長	田原秀夫君
産業部	長	斉藤隆一君	総務課	長	岩崎良之君
企画財政課	長	藤田年明君	定住促進課	長	渡辺勇君
能生事務所	長	原郁夫君	青海事務所	長	大瀬信明君
市民課	長	池田正吾君	環境生活課	長	五十嵐久英君
福祉事務所	長	加藤美也子君	健康増進課	長	山本将世君
交流観光課	長	渡辺成剛君	商工農林水産課	長	斉藤孝君
建設課	長	串橋秀樹君	会計管理者		横田靖彦君
ガス水道局長		清水保雄君	会計課長兼務		
教育	長	竹田正光君	消防	長	大滝正史君
教育委員会	こども教育課長	山本修君	教育次長		竹之内豊君
			教育委員会こども課長兼務		
			教育委員会生涯学習課長		
			中央公民館長兼務		
			市民図書館長兼務		
				佐々木	繁雄君

+

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

磯 野

茂 君

監査委員事務局長 森

正 人 君

事務局出席職員

局
係

長 小 林 武 夫 君
長 室 橋 淳 次 君

次

長 松 木 靖 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成 27 年第 4 回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1．会議録署名議員の指名

+

○議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6 番、保坂 悟議員、16 番、新保峰孝議員を指名いたします。

日程第 2．会期の決定

○議長（倉又 稔君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期については去る 8 月 25 日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18 番 松尾徹郎君登壇〕

○18 番（松尾徹郎君）

おはようございます。

去る 8 月 25 日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成27年第4回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、平成26年度決算認定について13件、条例の一部改正について7件、補正予算3件、及び人権擁護委員候補者の推薦3件の計26件であります。

協議の結果、提出議案のうち人権擁護委員候補者の推薦3件につきましては、本定例会最終日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただき、その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いただくことといたしました。

なお、決算審査の進め方については、配付資料のとおり例年同様の進め方を行うことで委員会の意見の一致をみております。

また、追加議案についてであります。系魚川地域地熱資源開発調査事業構造試験井掘削調査業務委託契約の締結については、調整が整えば一般質問最終日の8日に提案予定とのことでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、議員発議として、発議第6号、「安全保障関連法案」の徹底審議を求める意見書が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にて審議することとしております。

また、本定例会の会期につきましては、本日8月31日から9月25日までの26日間とすることとし、日程につきましては、お手元配付のとおりであります。

なお、一般質問が予定されておりました9月9日につきましては、質問者の人数割り振りが決定したことにより、休会とすることといたしました。

次に、陳情の取り扱いについてであります。陳情第5号、「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情1件が受理されており、これにつきましては、総務文教常任委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

また、委員長報告については、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、閉会中の所管事項調査についての報告をいたしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

なお、系魚川市、小谷村、白馬村議会議員連絡協議会については、11月6日（金曜日）に、また、上越3市議会議員合同研修会については、11月20日（金曜日）をそれぞれ予定しておりますが、研修内容等詳細は決まり次第、後日、案内する予定との報告を受けております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの26日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 25 日までの 26 日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第 3 . 行政報告

○議長（倉又 稔君）

日程第 3、行政報告について。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成 27 年第 4 回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、平成 26 年度の決算認定をはじめ条例関係や補正予算など、初日提案では 23 件の議案のご審議をお願いしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、この機会に 6 点について、ご報告申し上げます。

最初に、国際ご当地グルメグランプリ 2015 in 糸魚川の開催について、ご報告申し上げます。

10 月 3 日、4 日、糸魚川駅前日本海口におきまして、新潟県内をはじめ全国、世界のご当地グルメのうまさを競い合う国際ご当地グルメグランプリを開催いたします。当市では初めての開催であり、糸魚川ブラック焼きそばも参加することから、食を通じたさらなる交流人口の拡大に努めてまいります。

2 点目に、縄文シティサミット in いといがわの開催について、ご報告申し上げます。

「人々が集う縄文遺跡をめざして」をテーマに、9 月 26 日、ビーチホールまがたまにおいて開催いたします。

サミットでは、縄文文化の研究者で上越市出身の岡村道雄さんと、当市出身の横澤夏子さんによる記念対談などを行います。当市における縄文人のヒスイ文化を、全国の皆様に発信できるよう努めてまいります。

また、縄文シティサミットの開催にあわせて 9 月 26 日、27 日、美山公園内において、約 100 名の手仕事の職人と飲食店が集う糸魚川クラフトフェアを開催いたします。

3 点目に、第 4 回アジア太平洋ジオパークネットワークシンポジウムについて、ご報告申し上げ

ます。

9月17日から、京都府、兵庫県、鳥取県の山陰海岸ジオパークにおいて、アジア太平洋ジオパークネットワークシンポジウムが開催されます。

日本ジオパークネットワークの理事長として参加をし、アジア太平洋地域のジオパークとの結びつきにより、地域間の連携が活発になりますよう議論と交流を深めてまいります。

4点目に、新潟焼山火山災害対応訓練について、ご報告申し上げます。

10月10日、早川地区を対象として、噴火警戒レベルの引き上げを想定した災害対応訓練を実施いたします。

住民の皆様方の迅速かつ適切な避難と誘導の訓練を行うほか、関係機関との連携の確認などを行い、火山災害に対する防災対応力を向上させたいと考えております。議員の皆様からのご見学をいただきますようお願い申し上げます。

5点目に、ぬながわ森林組合の食品加工施設等の利用について、ご報告申し上げます。

ぬながわ森林組合が5月末をもって閉鎖した食品加工部門は、県から財産処分の承認を受け、その後、施設利用についてカネヨ運輸株式会社と協議をしてまいりましたが、7月29日、同社と組合が、土地建物、機械設備等の賃貸借契約を締結をいたしました。

現在、従業員6名により、新たな食品加工施設としての稼働に向けた準備を進めており、今後の事業展開に期待をいたしているところでございます。

最後に、平成27年度普通交付税の算定結果について、ご報告いたします。

本年度は、「まち・ひと・しごと創生」などの配慮もあり、84億2,500万円の交付決定となりました。当初予算に対して6億2,500万円の増となりますが、引き続き、健全な行財政運営に努めてまいります。

以上、6点について、ご報告を申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（倉又 稔君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、各常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の7月14日と8月20日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

学校給食における事故対応については、担当課より、個別発生状況及び再発防止策、事故発生後の対応、今後の対応について説明を受けた後、委員より、食物アレルギー発症の事案についてアレルギー対応のマニュアルを作成されたということだが、学校と保護者、生徒の間のアレルギーのある子への給食提供に対する責任の範囲というものを明確にされているのかどうか。また、取引業者との間でも、それが明確になっているのかどうか。それがもしなっていないとしたら、これを機会に、その部分も見直すべきではないかという質疑に対し、その点について、再度、該当の保護者の皆さんとの責任のとり方の問題も含めて見直しをして、確認、徹底をしたいと答弁がありました。

食物アレルギー発症事案について、検食は行われたのか。その後の確認を含めた処置は適正ではなかったと思われるので、現在のマニュアルの徹底というレベルでは不十分であり、献立が組まれた後のアレルギー食材のチェックからの手順を見直す必要があるかどうかという質疑に対し、検食は校長が代表して、実際の給食時間の前に異常がないかということでやっている。通常食はもちろん、アレルギー食も1種類に限らずあるので、それを部分的に食したり、見たりして確認してきたが、発見できなかった。学校に対し手順の見直しを含めて、再発防止の徹底を指導していきたいと答弁されています。

また、田沢小学校調理室の人員配置の問題や物理的な作業スペースの問題、調理量の問題などを、調理員の本音の部分を含めて丁寧に調べる必要があるという指摘に対し、現場と真摯に話し合いをするために、7月7日、8日の2日間をかけて2班で全調理場を回り、竹之内次長ほか1名で田沢小学校調理員全員と面談をしてきている。青海中学校給食も田沢小学校調理場で調理するようになった時点で改修工事を行い、人員の見直しも行っていることもあり、調理場の不備や人数の不足という話は出なかった。改善済みという認識でいる。

委員より、今回の事案の速報が遅い原因が何かということではなくて、なぜ速報が遅いというようなことが起きる状況なのか。そういうことが起きる状況だから、全体の引き締めが必要なのではないか。逆に、そういう状況がなぜ起きるのかという問いかけから、その現状を認識して、引き締めをしてほしいと意見が出され、市長より、一連の事案発生において教育委員会も対処している中で、まだいろいろなことが学校の現実の中で起きているわけであることから、対応方式ではだめなんだろうと思っている。連携をしながらいま一度、緊急事態という緊張感を持って対応していきたい。また、これは早急にやっていきたいと答弁されています。

また、8月20日の委員会においては、青海中学校で7月21日に起きた食器の赤い線状の汚れ付着事案について、複数の委員より、配膳の段階で黒板のチョークが風などで食器に入ったのであろうという説明だが、青海中学校に集中しているところが気になる。もし故意の部分があるとすれば、性善説に立った対応が、それを助長させると困るという懸念がある。場合によっては、厳しい対応をしていく必要があると意見が出されています。

生涯学習推進計画の策定については、委員より、生涯スポーツの観点の中でも少年スポーツにより健康とか技術だけではなくて、家庭内で教えてもらえないような厳しさとか、縦の関係、横の

関係、一般的な礼儀作法を学べるということが重要である。体育協会に対する予算も含めた、さまざまな充実した対応が必要と考える。また、指導者への支援も重要だがいかがかという質疑があり、スポーツの持つ力は多岐にわたり広いものがある。スポーツを通したひた向きの姿勢というものは、多くの市民に感動を与えられると思う。そういうものを大切にしながら、生涯学習計画の中でも基本的なものの中に盛り込んでいきたい。次世代の指導者育成についても指導しやすい環境、カリキュラムなどをバックアップする必要がある。今後、策定協議会、庁内委員会にも投げかけていきたいと答弁されております。

また、新しい公民館体制になって、その活動に差があるように思われる。現状と対策はどうかという質疑に対し、新公民館体制に入って3年、能生地域、糸魚川地域、青海地域の各公民館を見ても温度差がある。非常に活発に動いている公民館や手探りでやっているところがある中で、地域、地区の独自の試みを含めて、事務局としてバックアップする必要があると答弁がありました。

子ども読書活動計画の見直しについては、委員より、ブックスタート事業は5、6年かけてこの計画に盛り込んでもらったが、実現を見ていない事業である。子供たちの本への窓口としての目的を持った事業だが、ただ単に、本をあげるだけという認識で捉えられているのか。本来の趣旨をしっかりと理解した上で、検討してほしいがいかがかという質疑に対し、まだまだ当市の活動というものは非常に鈍いと思っている。昨年は読み聞かせには非常に力を入れたり、ボランティアの方々からも協力をいただいている。そういう意味で、このブックスタートについて、ただ配るのではなくて、いろんな広がりを持てる可能性もあると思っているので、今後、効果の検証、調査をして、また、計画の中でお示しをしたいと答弁がありました。

推進計画策定委員会で計画をつくった後に、PDCAサイクルを回して推進していく仕組みが必要だがいかがかという質疑に対し、5年前に現計画をつくった後、委員の皆さんとのかかわりが無い。推進委員の皆さんにも途中で経過を報告し意見を聞くなど、推進計画の策定についてはPDCAサイクルを基本として進めていきたいと答弁されております。

県史跡相馬御風宅整備事業については、委員より、筋交い等を入れる補強で約5,000万円かかるということか。まち全体のまちづくりを考え、景観条例まで視野に入れた整備計画になっているのかという質疑に対し、一般的な建築費でいうと建てかえたほうが安いような経費になるが、極力、昔の部材をそのまま残す工法をとらなければならないことから、1回解体してもう一度組み立てるような工程となるので、一般建設費よりかなり高い経費になっている。

景観条例まで設定するという協議はしてきていないが、こういった貴重な建物が、このエリアの中に数多く点在しているということを、所有者の方にもその価値を認識していただき、なるべく現行のまま残していただく方向で、実際には駅北の皆さんとは調整、連絡の会議を持ち始めて進めているところである。関係者の理解を深めていただく中で、進めていきたいと答弁がありました。

委員より、史跡として通年の公開、展示として御風資料の展示とあるが、本当にいつ行っても見せてもらえるのか。史跡を整備する事業は反対しないので進めてもらいたいと思うが、その整備後の活用はいかがかという質疑に対し、課内で詳細のところを検討し始めているところであるが、基本的には、休館日はあるが通年の公開ということで、いつ行っても中を見学できるような環境にしていきたい。大紅屋との一体的な協力のあり方も、より詰めていきたいと答弁がありました。

また、相馬御風の顕彰については、総文で再三、中野市の中山晋平を顕彰した観光への活用と比

べて非常に弱いという話をして、前課長も中野市まで見に行ってくれた。今回の整備事業については、あくまでも県の史跡の保存というところからスタートをしていて、その後に活用がきているが、本来は逆である。相馬御風をいかに糸魚川市が大切にして、役立っていつてもらうかという観点の中で、この生家の整備事業が計画されていなければならない。

相馬御風を活用した観光振興も含めての顕彰について、どのように考えて進められてきたのかという質疑に対し、具体的な観光振興等の進め方については、前任の課長からの引き継ぎはないので確認する。今後、中山晋平との関係を、より顕彰していく部分も含めて進めていきたいという答弁に対し、この委員会で指摘を受けて、中野市まで見に行ってきたという報告もあったわけであるが、そこで言われたから見に行ってきただけで終わっているというのが実情のようだ。そのときには真剣に視察をしてこられたと思うが、今回、この整備事業について考えるときに、その観点からスタートしてほしかったと思うし、整備事業が計画された段階で、そこへもう1回思い返った中で、中野市の例を思い出しながら、今の利活用のことも検討してもらいたかった。今からでも遅くないので、もう一度しっかりと検証してもらいたいと要望が出ています。

平成27年度糸魚川市総合防災訓練実施結果についてでは、委員より、報告に無線が一部地域で混乱とあるが、デジタル化によって問題点は解消されるということなので、その辺は安心できるが、問題は防災行政無線である。全く聞こえない、戸を開けても聞こえないという地域がたくさんあり、設置する箇所を多くしてもなかなか難しい問題があるようだが、どのように捉えているか。また、風雨などの気象条件が最悪のケースにどう対応するのか検討すべきだがいかがかという質疑に対し、防災行政無線は反響したりして、数をふやせばいいというものではない。電波状態等の確認や、職員が出向いて実際に聞いて音量などの微調整をしている。今後のデジタル化を進める際には、そういったことも検討しながら進めていきたい。また、戸別受信機の普及により、各家庭において情報をキャッチしやすくする。また、消防団とか役所の車両での広報等も行なうなど、早目の周知が大事だと考えていると答弁がありました。

委員より、市外の人々が地域にいたりする場合の車への誘導であったり、避難指示であったりということについての想定訓練というのは、今後やっていくのかという質疑に対し、これからの課題だと捉えている。観光客の皆さん、一般通行車両等についての避難誘導等、本当に大事である。課題と捉えているので、一つ一つクリアをしていきたいと答弁がありました。

委員より、今のところ住民の方が在宅ということが前提だが、日中の災害であれば事業所での訓練も必要になってくる。情報伝達も一通りのやり方では受け取れない人もいる。健常者が聞こえない状態は、まず解消しなければならないが、音声を聞けない人がどうするのか。日中の災害の場合には、家族が自宅にいないくて、在宅の状態とは違う支援が必要な状況が出てくるということもあるので、ある想定に基づいて行った訓練をもとに、そのとき想定していないケースについてのまとめをしていくということが大切だという意見が出されています。

財政健全化判断比率についてでは、委員より、懸念されるのが公債費、準公債費の金額の推移である。交付税算入額や標準財政規模はなかなか予測できないが、公債費、準公債費はある程度予測できる。ここ5年なり6年くらいの公債費の推移を示してくれれば、ある程度の予測はつくが、示すことはできないかという質疑に対し、概数を示すことは可能である。変動要素が一番あるのは、地方債の発行額と発行時期である。繰り越し事業もここ数年、かなり多い。翌年で借入れという

形になるので、いわゆる元金の償還額に少しずれが生じる。

それと、もう1つが利率の問題である。今現在、非常に低利率で推移しているが、長期財政見通しを立てる際には、利率を1%なり高めにみるが、それだけで何億という差が出てくる。現在、総合計画の策定に取りかかっているのも、それに合わせて今後5年間なり10年間の長期見通しをしっかりと立てていきたいと答弁がありました。

第2次総合計画の策定については、策定スケジュールと、9月10日から30日までに行われる予定の市民アンケート調査の内容について説明があった後、委員より、アンケートの設定は前回と同じ項目設定で、変化を比較できるようにしたいということだが、何のためにアンケートをとって、アンケートの結果が実際に策定の段階で、どういう生かされ方をしていくのかというところが市民に理解されることが重要である。

市が置かれている現状をしっかりと説明し、このアンケートが総合計画策定の中のどういう位置づけで、どこに出されて、誰がこれを見てものを考えるかというところがはっきりしないと、なかなか本気になって考えないであろう。だからそこをもう一工夫してほしいが、いかがかという質疑に対し、今回、具体的に提示したい資料として考えているのは、合併効果の検証の資料がホームページ等でも公開されているし、総合計画の後期の計画についての効果検証を各課に数値での検証を求めている、数値の検証結果を参考にして設問に答えていただくという形をとりたい。

アンケートの目的については、きょうの資料にはついてないが、アンケートの冒頭の部分に、このアンケートはこういうふうを活用するという部分をしっかりと入れていきたい。基本的には、現状の満足度と、これから進むべき方向性というのを市民の皆さんから聞いて、それを総合計画の施策体系をつくる際の参考にするのが、アンケートの大きな目的であると答弁されています。

行政改革については、委員より、幼稚園、保育園の民営化について、民営保育と公立保育ではさまざまな国の支援が違う。公立保育園の場合は、運営費等の市町村負担が増大しているが、民営化にした場合には、措置費として保護者負担以外を国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1と市の負担が軽減される。また、民営保育においては、休日保育や延長保育などの融通性を持ったいい運営をされている。全てを民営化とは言わないが、検討の段階ではなく、すぐにやるべきだと思うがいかがかという質疑があり、平成26年度に子ども・子育て会議で検討しているが、昨年、国の制度、財政支援が変更になった時期と重なったこともあり、最終的な結論に達していない。国の制度変更により制度が具体的にどうなったのか、財政的な問題についても検証させてもらい、それを踏まえて結論を出したいと答弁されています。

委員より、柵口温泉権現荘の指定管理制度へは、2カ年度の決算状況を確認した上で移行すると言うが、特別会計から企業会計に変更するなどの工夫が必要だがどうかという質疑に対し、柵口温泉権現荘については、指定管理に向けて収支の状況をより民間サイドで考えた場合のわかりやすさのために、企業会計にするのが一番わかりやすいが、現時点で、すぐ企業会計にするのは実務的に難しい状況がある。決算の分析の中で、収支の状況をより明確にする必要があると思っている。平成28年度決算から、基本的に財務4表はつくらなければならないことになっているので、柵口温泉のほうは、先行してつくるような形で進めたいと答弁がありました。

委員より、牛久市は年功序列を完全撤廃している。年功序列ありきの完全年功序列じゃないというのが糸魚川市であるが、はっきりと年功序列は完全撤廃を打ち出すべきだがいかがかという質疑

に対し、今の段階では、課長、課長補佐、それから係長の役職の登用を見れば、糸魚川市は年功序列ではないということを理解していただけると思うと答弁がありました。

これに対し、完全な年功序列じゃないというのと、年功序列を廃止するというのは違う。年功序列の完全撤廃か、そうじゃないかの差は、職員の意識改革にとって非常に大きい。若い人が年功序列によるさまざまな慣例によってやる気を削がれていく世界と、頑張れば認めてもらえる中でやる気を発揮していく世界の違いがあるので、そこを理解した対応をすべきであると意見が出されています。

ほかにも熱心に多くの質疑がありました。割愛いたします。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

おはようございます。

委員長に1点お尋ねします。

相馬御風先生の顕彰についてです。生家の改修に絡んで、さらにその顕彰を深めるための取り組みをというご報告であったと思うんですけども、皆さんは委員会のお話し合いの中で相馬御風先生の功績について、その生家の中でどのように触れることができるのか。

例えばの例を出しますと、生涯をDVD化したようなものを見れるようにするとか、「春よこい」「カチューシャの唄」等の作詩をされたことが、よりわかりやすいような資料を置くとか、そういったものが必要でないかと私は思うんですけども、そういったことの審査はなかったでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

全般的に、生家で相馬御風先生の業績を皆さんにお知らせすることについて、しっかりと取り組んでほしいという話はありませんでしたが、個々の具体的な手法についてまでの質疑はございませんでした。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

私たち会派で伊井澤議員と、熱海にあります中山晋平先生の住んでいたご自宅、今は記念館になってまして、そこを見てきたことがあります。館内はガイドさんが案内してくれまして、また、

2階に行きますと晋平先生の作曲したものがビデオになって流れているというようなこともございますので、またいろんな工夫をしていただきたいと思いますので、今後ともひとつ委員会でご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉又 稔君）

答弁を求めますか。

○13番（田原 実君）

いえ、求めません。よろしくお願いします。

○議長（倉又 稔君）

意見ということで。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

○10番（大滝 豊君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では閉会中の8月11日に、農林水産業の振興と整備について、観光振興について、ジオパークの取り組みについての所管事項調査を行っておりますので、その内容についてご報告いたします。

農林水産業の振興と整備については、本年4月24日に発生した谷根広田地すべり災害の現地調査を行いました。

議会にも既に報告があったとおり、この地すべり災害は大規模なものでありましたが、国、県の早期のご協力をいただき、地すべり防止区域への新規指定手続が進められたこと。また、少しでも早期の復旧となるよう、一部は災害査定申請前工事として着手する取り組みを進めており、このことによって一部耕作地では、来年から作付が可能になる見込みであるとのことでありました。

また9月3日、4日には現地での災害査定が予定され、残った工事についても、順次、復旧に着手し、復旧工事の完了は平成28年11月とのことでありました。

次に、ぬながわ森林組合食品加工施設の財産処分と今後の利用についてであります。この項目は委員からの求めにより、委員会当日に急遽、調査項目に追加したものであります。

これは同森林組合の食品加工部門が閉鎖されたことに伴い、補助金を受けて整備した食品加工施設等であることから、補助金の返還が生じる見込みであることと、また、使用されなくなった施設、機械等は、民間事業者であるカネヨ運輸株式会社へ貸し付けられるというものであります。

森林組合の総代会資料によれば、森林組合の当期損失は1,134万円ではありますが、その内訳は、食品部門が約3,200万円の赤字、森林部門では約1,500万円の黒字という状況で、このまま食品部門を継続すると赤字が累積することから閉鎖されたものであります。

食品加工施設を新たに利用する会社の雇用体制については、現在6名であり、1名はカネヨ運輸株式会社の職員、1名は森林組合からの出向、2名は森林組合の食品の元従業員とのことであります。

また、森林組合が返還することになる補助金は約310万円で、内訳は県の補助金が128万円ほど、市の補助金が181万円ほどとなる見込みとのことであります。

次に、観光振興についてであります。海の魅力アップ推進計画についてと観光入り込み客数については、観光客入り込み総数は、平成26年度が196万1,930人であり、観光庁の経済波及測定モデルを用いて試算した経済効果は、直接効果で165億円、間接1次波及効果で129億円、間接2次波及効果で75億円、合計369億円と試算されるとのことであります。

委員からは、経済波及効果や観光入り込み客数から見て、新幹線開業の効果はどのように把握されているか、今後の観光行政はどのように推進していくのかとの質疑があり、3月14日に開業した北陸新幹線を最大の核としながら、ジオパーク、食といった観光資源を活用し、広域連携を進める中で交流人口の拡大を図っていききたいと考えている。

4月から7月までのフォッサマグナミュージアムの入り込みが昨年に比べ74%の増で、マリンドリーム能生、谷村美術館、翡翠園、歴史民俗資料館など、平均すると15%ぐらいの増と認識している。ジオパルは7月末までで23万人の入り込み客があり、ジオパルを観光の情報発信基地と考え、そこから他のところへの誘客を進めるという取り組みを進める中で、各施設のお客がふえてお金もうけになるという形で、市内の観光産業が潤っていけばと考えているとの答弁がありました。

また委員から、海の魅力アップ推進計画は評価しているが、糸魚川市へ来るお客様が何に期待しているかをどう考えているのか。海岸線が45キロあるので、これを生かさなければならない。ほかとの差別化を考え、本当に何とかしようという気持ちで取り組んでもらいたいとの意見に、この夏、社会実験的に2次交通としてシャトルバス運行をしているが、そういうところへ出向いてもらいやすくしたいという部分を掘り下げていく必要があるということをやっているが、民間の力を借りるところも大いにあるが、違った角度から誘導する部分、そういうものに特化したものにしていくというのも、これからの観光戦略としては必要なのかと考えているとの答弁がありました。

また、北アルプス日本海広域観光連携会議について、総合的にどう考えているのかとの質疑には、3月14日に新幹線が開業し、人の流れが変わる中で、白馬村、小谷村、大町市も一緒にやりましょうという感じになってきており、ようやく皆さんのベクトルが合ってきたという状況であるとの答弁がなされております。

ジオパーク戦略プロジェクトについては、委員から、イベント等が続き、交流観光課と観光協会の職員がオーバーワークになっていないかと心配する声があり、イベントについては実行委員会方式を徹底させて、市職員や観光協会事務局は段取りを組んで事務的な手配はするが、本番はボラ

ンティアを募ってやるような体制がつかれないのかとの質疑に、市と観光協会がやることはマネジメントをしていくことだと思うので、住民、民間の事業者が力を合わせるのが一番の形である。そのような方向にやれるように頑張っていきたいとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑や意見、要望がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔２番 笠原幸江君登壇〕

○２番（笠原幸江君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、閉会中の７月２７日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

調査項目は地熱発電可能性調査についてであります。

担当課からの説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今後、国内では幾つの地熱発電所が建設される予定なのかとの質疑に対し、現在稼働している発電所は１８カ所あり、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称ＪＯＧＭＥＣの助成事業として、今年度は１５カ所で調査箇所の採択を受けている。

現在、国内ではトータルで４２団体が同機構の助成を受け地熱発電の調査を進めており、採算性などのことからどこまで進むかわからないが、非常に多くの団体が地熱発電の可能性を探っているとの答弁がありました。

また、委員より、糸魚川市がジオパークを進めていることもあり、地熱発電を進めていただきたいが、調査開発を重ねると運転開始まで十数年かかり、次世代にわたっていくものと考えると心配な面もある。市としての考えはどうかとの質疑に対し、日本の電力の状況などを踏まえると、先が見通せない中で、新エネルギーを取り込んでいかなければならないということは国全体の方向でもあり、当市は新エネルギービジョンにも定めて調査を始めたところである。

発電の可能性があるということになった場合は、事業者は民間の発電業者を視野に入れたものと考えている。ジオパークの資源にはマグマ、火山などもあり、当市の特徴的なものと思っている。熱利用など地域の方たちと一緒に考え、支援体制をとっていききたいと思っているとの答弁がありました。

委員より、平成26年度に行った物理探査のデータとして、地熱発電するための温度はどのようになっているかとの質疑に対し、平成26年度の調査では、可能性として地下2,000メートルくらいまで掘り進むと、200度くらい出るのではないかとという結果であった。総量として8,000キロワット程度の発電が可能な容量があるとみられ、そういったものについても今回、調べていくことになるとの答弁がありました。

また、委員より、数年前に地熱発電所を何力所か研修してきたときに、200度で発電するのは難しいとの意見や、国の補助制度が弱いとも聞いている、その点は大丈夫なのか。また、発電所が稼働すれば騒音がするため、人家の多い地区での稼働は特に難しいとも聞いている。その点はどうなのかとの質疑に対し、基本的に蒸気さえ自噴していれば200度でも発電は可能であり、現在はアンモニア等を媒体に使うバイナリー発電という方法もある。また、国の補助制度は震災以来、かつてのものよりもかなり優遇されてきている。騒音の関係については、環境アセスメントを3、4年かけて実施し、その結果、本当に建設が可能かどうか調査した上で、次の段階に入るとのことであるとの答弁がありました。

さらに委員より、一般会計から25万円の持ち出しがあるが、これは将来的にもこの金額で済むのか、まだほかにも一般会計からの持ち出しが必要になってくるのかとの質疑に対して、調査期間である平成27年度から平成28年度までの間は、借地料として年間18万円がかかり、それに加えて平成27年度については、温泉審議会への掘削許可申請手数料が必要となるため、それらの経費を一般会計で予算化したものである。

今回、調査を行う場所である旧あるペン村は、あくまでも調査箇所であり、地熱が有望だという調査結果が出たからといって、そこに発電所を建設するとは限らず、建設地は発電事業者が選択することになる。平成29年度以降については、調査の井戸は封鎖して土地を返還する場合や、土地の返還はせず、調査井戸をその後も活用していく場合もある。いずれにしろ、平成28年度までの調査によって方向性を定めていくとの答弁でした。

委員より、当市の再生可能エネルギーをどのように利用し、どの程度施設をつくっていくということが、基本的に決まっていないのではないかと。例えば市民会館、能生体育館など新しく建設した施設の屋上があいているが、太陽光発電設備を設置するような動きが全然ないとの質疑に対して、新エネルギービジョンでは、市として再生可能エネルギーの導入に取り組みたい、また調査していきたい方向である。太陽光発電だけでなく、ペレット、小水力等いろいろあるが、その場所場所に応じて建築費、売電した場合のコスト計算など、それぞれの施設ごとに検討して導入を進めているとの答弁がありました。

その他、活発に質疑が交わされましたが、割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を１１時５分といたします。

午前１０時５２分 休憩

午前１１時０５分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

+

+

日程第５．議案第８１号

○議長（倉又 稔君）

日程第５、議案第８１号、平成２６年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第８１号は、平成２６年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成２６年度は合併１０年目の集大成の年に加え、北陸新幹線開業の年でもあり、新たなスタートとなる大きな節目の年として、「新幹線開業を活かす活気あるまちづくり」「力を合わせ持続可能なまちづくり」及び「明日を担う人を育むまちづくり」を重点施策に掲げ、系魚川駅及び駅周辺整備をはじめ市民会館リニューアル、博物館整備、一般廃棄物最終処分場適正化などの事業を計上し、限られた財源の中で取り組むべき課題を再検討し、事業のステップアップを考慮しながら、当

初予算を２９７億６，０００万円といたしました。

当初予算後、臨時福祉給付金や国の経済対策等に対応するため、９回にわたる補正予算を編成したところであります。

決算につきましては、歳入総額３４１億７，６６２万４，０００円、歳出総額３２１億８，４９２万円で、歳入歳出差引額は１９億９，１７０万４，０００円となっており、繰越明許費に係る財源を差し引きますと、実質収支額は１５億８５４万７，０００円の黒字となっております。

なお、財政健全化法に基づく平成２６年度財政健全化判断比率の算定結果につきましては、報告第１２号のとおりであります。連結実質赤字比率は黒字であり、実質公債費比率は１３．５％、将来負担比率は１１２．２％で、いずれも前年度より改善いたしております。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表により、ご了承願います。

+

日程第６．議案第８２号から同第８４号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第６、議案第８２号から同第８４号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第８２号は、平成２６年度柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第８３号は、平成２６年度有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第８４号は、平成２６年度集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしておりますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第７．議案第８５号から同第８９号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第７、議案第８５号から同第８９号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第８５号は、平成２６年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第８６号は、平成２６年度集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第８７号は、平成２６年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第８８号は、平成２６年度水道事業会計決算認定及び利益の処分について、議案第８９号は、平成２６年度ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第８．議案第９０号から同第９３号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第８、議案第９０号から同第９３号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 90 号は、平成 26 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 91 号は、平成 26 年度国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 92 号は、平成 26 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 93 号は、平成 26 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 9 . 議案第 94 号から同第 98 号まで

+

○議長（倉又 稔君）

日程第 9、議案第 94 号から同第 98 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 94 号は、市職員の再任用に関する条例等の一部改正についてでありまして、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法令名の改正を行いたいものであります。

議案第 95 号は、情報公開条例の一部改正についてでありまして、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用字句の改正を行いたいものであります。

議案第 96 号は、個人情報保護条例の一部改正についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定個人情報の保護措置等を定めるための所要の改正を行いたいものであります。

議案第 97 号は、市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてでありまして、上早川小学校を下早川小学校に統合するため、所要の改正を行いたいものであります。

なお、8 月 11 日に統合に関する基本的な事項について、上早川地区を代表して上早川地域振興会と調印をしたところであります。

議案第 98 号は、監査委員条例の一部改正についてでありまして、随時監査及び財政的援助団体等の監査を行う手続を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 10．議案第 99 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 10、議案第 99 号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 99 号は、スキー場条例の一部改正についてでありまして、スキー場の経営改善に向けリフト利用料金を改定するため、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第１１．議案第１００号、同第１０２号及び同第１０３号

○議長（倉又 稔君）

日程第１１、議案第１００号、同第１０２号及び同第１０３号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第１００号は、手数料条例の一部改正についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付にかかる手数料を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第１０２号は、平成２７年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）でありまして、歳入歳出それぞれ５，１４５万５，０００円を追加し、総額を５８億５，８４５万５，０００円としたいものであります。

議案第１０３号は、平成２７年度介護保険事業特別会計補正予算（第１号）でありまして、歳入歳出それぞれ８，５０９万９，０００円を追加し、総額を５９億４，２５９万９，０００円としたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１２．議案第１０１号

○議長（倉又 稔君）

日程第１２、議案第１０１号、平成２７年度糸魚川市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第１０１号は、平成２７年度一般会計補正予算（第４号）でありまして、歳入歳出それぞれ８，９６５万５，０００円を追加し、総額を２７５億９，８５２万２，０００円といたしたいものであります。

歳出の主なものは、２款、総務費では、地方創生フォーラム開催事業の追加、３款、民生費では、民営こども園整備事業の追加であります。

７款、商工費では、地元産品販路拡大支援事業の追加、インバウンド推進事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正は、第２表のとおりであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第１３．発議第６号

○議長（倉又 稔君）

日程第１３、発議第６号、「安全保障関連法案」の徹底審議を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。〔８番 古川 昇登壇〕

○８番（古川 昇君）

古川であります。

ただいまから意見書の提案を申し上げます。

「安全保障関連法案」の徹底審議を求める意見書。

国において審議されている、武力攻撃事態法や自衛隊法の改正などのいわゆる集団的自衛権の行使を可能とする「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の安全保障関連法案は、日本の

安全保障政策にかかわる重要な法案である。

国民は、憲法の解釈、国際・社会情勢の変化に応じた法律の運用など、国の審議の動向を注視している。報道機関の世論調査では、本法案への反対意見が多いが、背景には国会での論議及び審議の深まり、説明等が十分ではないことがあげられる。

戦争の傷跡はいまも残っている。戦争体験者のみならず国民の多くが国の安全並びに国民の安心な生活への不安及び危機感を拭き切れていないのが実態である。

世界の平和と安定に貢献しなければならない日本の未来のため、国民の安心・安全な生活に関わる重要な法案であるからこそ、今国会の成立にこだわらず、時間をかけて丁寧に議論すること、徹底審議の必要を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、防衛大臣に意見書を提出をいたします。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

私は発議第6号、「安全保障関連法案」の徹底審議を求める意見書について、反対の立場で討論を行います。

反対理由として4点ございます。

反対理由の1つ目は、公明党の考えとして漆原良夫公明党中央幹事会会長は、8月23日放送の

+

ラジオ日本の番組で、法案が衆議院送付から60日たっても議決されない場合、衆議院で再可決できる60日ルールについては使う考えがないと明言しております。ただ、いずれどこかで採決しなくてはならない。その際に大事なものは、議論を十分に尽くしたかどうかだと述べております。

また、昨日放送のNHK日曜討論でも石井啓一公明党政務調査会長は、60日ルールを想定していないとし、理由に参議院で議論したことが無駄になり、参議院の存在自体を否定することになりかねないの見解を述べております。したがって、与党公明党としては、十分審議する考えを表明しております。

さらに8月25日の参議院特別委員会で安倍首相は、与党が過半数持っているが、なるべく多くの政党、会派に質問時間を割り振り、理解を深める努力をしていると答弁しておりますので、私は、この意見書の提出は不要と考えます。

反対理由の2つ目は、意見書に今国会の成立にこだわらずとありますが、世界の情勢を正しく見れば安保法制の整備は急務であります。日本の領海に出没する不審船により、緊迫した事例が過去にございました。領土問題も依然続いております。世界中にテロの脅威もあります。それらを考えますと、十分な国会審議後には、速やかに採決を行うべきです。平和外交を進めるために、すき間のない法整備をおくらせてはいけないと思います。

次に、反対理由の3つ目は、安全保障関連法案自体を戦争法案というレッテル貼りの活動に参画し、廃案を求めている方が徹底審議の意見書の提出になっていることへの違和感であります。

今回の意見書提出者の賛成者のうち4名が、8月30日の「戦争法案NO!」全国100万人大行動の上越集会の呼びかけ人となっております。今回の法案は戦争防止法案であって、戦争法案ではありません。戦争法案という言葉で戦争ができる国にするとか、戦争する国にするとか誰も言っていないのに戦争法案反対と言い、次には戦争反対という言葉にすりかえて、言葉から浮かぶ戦争推進法案のようにして悪いイメージを国民に植えつけています。

そもそも私も戦争は大反対であります。公明党自体も戦争反対であります。国民も皆、戦争は反対であると思います。だからこそ戦争を起こさないように対話ができる環境を整備することに力を入れることが大切であります。

また一方で、万が一、他国から国民や国土に攻撃があった場合、憲法第9条があるからといって、国は国民を守らなくてもいいという考えは一人もいないはずです。ここが法案反対派の抜け落ちているところであります。国民に攻撃があれば子供や孫は守ってほしい、両親を守ってほしいと思うのが国民として当たり前のことであります。この考えが抜け落ちている法案反対派の方が徹底審議を求めると言っても、提案者等の真意が理解できないため意見書に賛同はできません。

そこで確認のため、提出者に理解していただきたい点が2つございます。

1つ目は、今回の法案は、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈は変えていないということです。つまり自衛隊が海外で戦闘に巻き込まれることはないということです。それは昨年7月の閣議決定した新3要件によって、他国防衛の集団的自衛権を認めていないからであります。あくまでも自国防衛に限定しているため、自衛隊が戦争に行くわけではありません。

そして2つ目は、自衛隊の存在についての認識であります。そもそも憲法学者の63%は、自衛隊の存在自体を違憲としており、1992年のPKO協力法のときも戦地に自衛隊を派遣することは憲法違反と言っておりました。憲法学者の考えは、今もほとんど変わっていない様子であります。

しかし、20年以上たつて自衛隊のP K O活動の評価は高まり、ことし1月の内閣府の世論調査によると、91%の国民が自衛隊はP K O活動に取り組むべきという回答であります。つまり自衛隊の存在が国民には認められており、憲法学者と国民世論に大きな開きがあることを認識すべきだと思います。

次、反対理由の4つ目は、法案反対派のパフォーマンスによる国会審議を軽視した行動であります。徹底審議をないがしろにしているのは政府ではなく、法案反対派だと思うからであります。

衆議院の特別委員会の採決の際、法案反対派は採決することを了承しておきながら、「戦争法案」「憲法違反」のプラカードを用意して、採決を強行に行っているようにテレビカメラで見せかけました。そんな茶番をする暇があれば、もっと法案に対する質問の精度を上げるべきだったと思います。その委員会で法案反対派の言動は法案自体の議論より、戦争法案というレッテルを貼ることに専念するあまり、憲法第9条の憲法違反を強調しておりますが、憲法第13条の国民の生命、自由、幸福追及の権利を保障することには触れず、本当の意味で国民を守るという観点が見えませんでした。

したがって、この意見書の趣旨からすると、政府よりも法案反対派の審議行動を改めるように申し入れたほうが趣旨にかなっていると思います。そのような理由で、この意見書は不要と考えます。

最後に、そもそもなぜ今回の平和安全法制が必要かということは、大きく3つのポイントがあります。国民の生命を守る仕組みを強化すること、戦争の抑止力を高め対話を促す推進力にすること、自衛隊を通じ、国際社会に貢献を行うことであります。

政府・与党は当初から、軍事やテロの世界情勢を踏まえて専守防衛を根本とし、法案の趣旨は戦争防止法案であり、対話促進法案であるとしています。憲法、あるいは法律は大切であります、+もっと大切なのは世界中で生活している国民の生命、財産を現実的に守ることです。そのことを強調させていただき、私はこの発議については反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

傍聴席、静かにしてください。議長の命令に従わない場合は、傍聴席から退場も指示いたしますので、ご了承願います。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号、安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本案は否決することに決しました。

日程第14．陳情第5号

+

○議長（倉又 稔君）

日程第 14、陳情第 5 号を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第 5 号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前 11 時 34 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+